

身体障がい者診断書・意見書 { 聴覚・平衡機能障がい用 }  
 音声・言語・そしゃく

氏名	年 月 日生	男・女											
住所													
1 障がい名(部位を明記)	聴覚障がい・平衡機能障がい 音声言語機能障がい・そしゃく機能障がい	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	2	0				3	0				
2	0												
3	0												
2 原因となった 疾病・外傷名	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">10</td> <td style="width: 20px;">20</td> <td style="width: 20px;">30</td> <td style="width: 20px;">40</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他( )</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px;">50</td> <td style="width: 20px;">60</td> <td style="width: 20px;">70</td> <td style="width: 20px;">80</td> </tr> </table>	10	20	30	40	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他( )				50	60	70	80
10	20	30	40										
交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他( )													
50	60	70	80										
3 疾病・外傷発生日 年 月 日・場所													
4 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)													
障がい固定又は障がい確定(推定) 年 月 日													
5 総合所見													
(将来再認定 要(重度化・その他) 不要) 再認定年月 年 月													
6 その他の参考となる合併症状													
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 勤務先 (所在地・名称・電話番号) 身体障害者福祉法 診療担当科名 科 第15条指定医師氏名 (印)													
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障がい程度等級についても参考意見を記入] 障がいの程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障がいに ・該当する ( 級相当) ・該当しない													

[注意] 1 障がい名には現在起こっている障がい、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障がい等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳血管障がい、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。  
 2 障がい区分や等級決定のため、和泉市から改めて診断内容についてお問い合わせする場合があります。

〔はじめに〕（認定要領を参照のこと）

この診断書においては、以下の4つの障がい区分のうち、認定を受けようとする障がいについて、□にレを入れて選択し、その障がいに関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障がい、言語機能障がい及びそしゃく機能障がいが重複する場合については、それぞれについて障がい認定することは可能であるが、等級はその中に最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（それぞれの障がいの合計指数をもって等級決定することはない）。

- 聴覚障がい → 『1「聴覚障がい」の状態及び所見』に記載すること。
- 平衡機能障がい → 『2「平衡機能障がい」の状態及び所見』に記載すること。
- 音声・言語機能障がい → 『3「音声・言語機能障がい」の状態及び所見』に記載すること。
- そしゃく機能障がい → 『4「そしゃく機能障がい」の状態及び所見』に記載すること。

### 1 「聴覚障がい」の状態及び所見

#### (1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

#### (4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記載する)

ア 純音による検査

オーディオメータの型式 \_\_\_\_\_

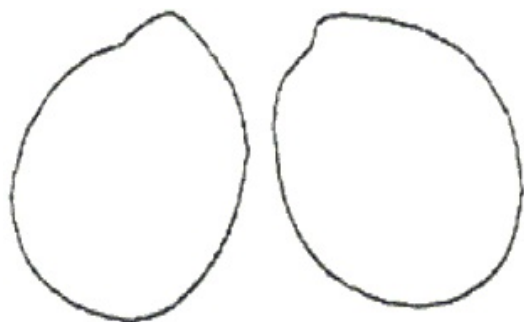
#### (2) 障がいの種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴

#### (3) 鼓膜の状態

(右)

(左)



#### (5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況

況

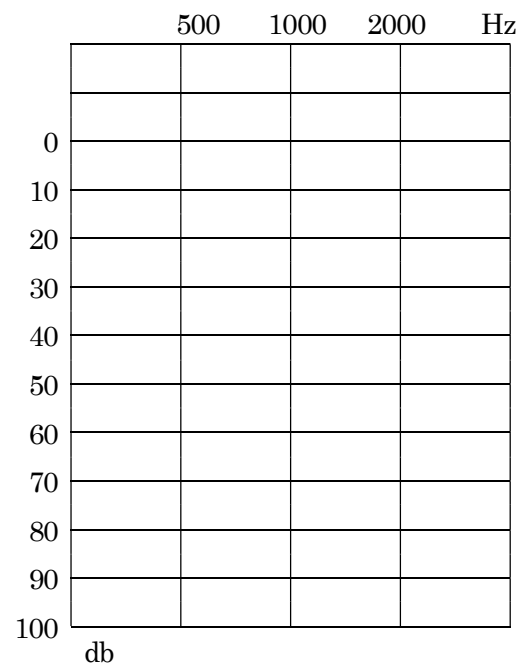
(注)2級と診断する場合、記載すること。

#### イ 語音による検査

語音明瞭度

右	%
左	%

有 ・ 無



### 2 「平衡機能障がい」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障がい」の状態及び所見

該当する状態の□にレを入れ、その具体的な状況を〔 〕内に記載すること。

家庭において、家族又は肉親との会話の用をなさない。

家族又は肉親との会話は可能であるが、家庭周辺において他人にはほとんど用をなさない。

日常の会話が可能であるが不明瞭で不便がある。

その他（ ）

〔 〕

4 「そしゃく機能障がい」の状態及び所見

(1) 障がいの程度及び検査所見

下の「該当する障がい」の□にレを入れ、さらに①又は②の該当する□にレ又は( )内に必要事項を記述すること。

「該当する障がい」  
 そしゃく・嚥下機能の障がい  
→ 「① そしゃく・嚥下機能の障がい」に記載すること。  
 咬合異常によるそしゃく機能の障がい  
→ 「② 咬合異常によるそしゃく機能の障がい」に記載すること。

① そしゃく・嚥下機能の障がい

a 障がいの程度

経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。

経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。

経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。

その他

〔 〕

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

<参考>各器官の観察点

- ・口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・舌：形状、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

- 所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。)

イ 嚥下状態の観察と検査

<参考1>各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み

<参考2>摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)
- ・ 誤嚥の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

- 観察・検査の方法

- エックス線検査( )
- 内視鏡検査( )
- その他( )

- 所見(上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。)

② 咬合異常によるそしゃく機能の障がい

a 障がいの程度

- 著しい咬合障がいがあり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他

b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

イ そしゃく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

(2) その他(今後の見込み等)

[ ]

(3) 障がい程度の等級

(下の該当する障がい程度の等級の項目の□にレを入れること。)

- ① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障がいをいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障がい(仮性球麻痺、血管障がいを含む)及び末梢神経障がいによるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

- ② 「そしゃく機能の著しい障がい」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障がいをいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障がい(仮性球麻痺、血管障がいを含む)及び末梢神経障がいによるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

- (1) 聴力障がいの認定にあたっては、JIS規格によるオーディオメータで測定すること。

dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合  
 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取

できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

- (2) 小腸機能障がいを併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障がいによるものであるか等について詳細に診断し、該当する障がいについて認定することが必要である。